

判決年月日	平成20年 2 月 7 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成18年（行ケ）第10369号		
○車間距離保持不足違反の違反証拠作成システム関連の特許発明に係る特許無効不成立の審決に対する取消訴訟において，その発明の開発の中心となるソフトウェアの試作等に関与した者を発明者でないとした審決の判断が誤りであるとして，審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法 1 2 3 条 1 項 2 号， 6 号， 3 8 条

本件は，Xが特許権者（発明の名称「車間距離保持不足違反の違反証拠作成システムとその車間距離の測定方法」）であるYを相手方として特許無効審判の申立てをしたが，請求不成立の審決を受けたので，その審決の取消しを求めている事案である。本判決は，次のとおり判示して，審決を取り消した。

「特許法 2 条は，『「発明」とは，自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。』と規定しており，同法 3 6 条 4 項 1 号は，『経済産業省令で定めるところにより，その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したもの』でなければならないと規定していることからすると，同法 2 条にいう『技術的思想の創作』をしたといい得るためには，当該発明が当業者にとって実施可能なものとなっていなければならないものであり，原則として，単なる着想にとどまらず，試作，テストを重ねて課題を解決し，技術として具体化されていなければならないと解される。ただし，例外的に，具体化が当業者にとって自明といえる場合，例えば，公知技術を組み合わせたような場合に（それが発明として進歩性を有する場合に限られることはいうまでもない。），着想をもって『技術的思想の創作』に当たることもあり得ないことではない。」

「本件特許発明 1 の『違反証拠作成装置(S)』が，『距離測定機(1)』，『GPS 経緯度測定機(2)』，『時計(3)』，『速度計(4)』，『番号入力装置(5)』，『コンピュータ(6)』，『プリンタ(7)』から構成されているところ，これらの構成からなる装置に対して，取締りパトロールカー(A)から，前走車(C)を利用して，三角測量法により追走車(B)の速度を測定し，GPS 経緯度測定機(2)により取締りパトロールカー(A)の位置を測定し，かつ，測定の時刻を特定し，このようにして得た追走車(B)の位置データ，速度データ，時刻データを測定するとともに，入力した車両登録番号データと併せてプリンタから違反キップとして打ち出すという機能を果たさせているのは，ソフトウェアであって，そのために試作，テストを積み重ねる必要があるのであって，具体化が当業者にとって自明なものとはいえない。」

「本件特許発明は、本件明細書の記載を検討する限り、試作、テストの積み重ねを経て見いだされた技術的思想であると理解される。・・・本件明細書は、平成１０年９月４日ころに基本的に完成したコンクール用試作機の成果を基にして作成されたものと認められる。」

「Ａの発案に係り、これにＢ（注：Ｘの代表者）・Ｃ（注：Ｙの代表者）が協力して製作したコンクール用試作機は、既存の距離測定機、ＧＰＳ、データ連結装置、モバイルパソコン、プリンタ等から構成されるものであり、開発の中心は各機器の接続関連のハード面と全体の機能を制御するソフト面の開発にあったこと、平成１０年９月４日の時点で、甲３資料に記載されているとおり理論上のモデルは完成しており、コンクール用試作機はＧＰＳの組込み部分を除いて基本的に完成しており、しかも、その部分は発注済みであり、９月２７日ころに最終的に完成したことが認められる。そうすると、本件特許発明１に係る試作は、平成１０年９月４日ころの時点で基本的に完了していたものというべきである。」

「前記のとおり、本件特許発明が『技術的思想の創作』といい得るためには、単なる着想にとどまらず、試作あるいはテストを積み重ねて課題を解決し、着想を具体化していなければならないものであるところ、上記のとおり、Ｂ・Ｃ・Ａが協力して、６月から９月までの約３か月間に、試作機の製作、その改良を重ね、テストを行って、本件出願日前の９月４日までに試作機を基本的に完成させているのであるから、本件特許発明１に係る創作に関与したのは、Ｂ・Ｃ・Ａの３名である。」